

美祿市ネーミングライツ事業導入ガイドライン

平成31年4月

美祿市総合政策部企画政策課

※赤字は今回変更分

1 趣旨

このガイドラインは、美祢市が所有する施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

各施設の所管課は、美祢市ネーミングライツ事業実施要綱及び本ガイドラインに従って、募集要項などを作成し、ネーミングライツ事業の導入を進めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の目的

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、安定的な財源を確保することにより、施設の良い運営に努めます。

また、民間の資源やノウハウ等を活用することにより、地域経済の活性化や市民サービスの継続的な実施を目的とします。

3 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツ事業とは、契約により施設の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、命名権を取得した事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「命名権料」という。）を得て、前項に規定するネーミングライツ事業の目的に資するものです。
- (2) ネーミングライツの導入により市が得た命名権料については、原則として導入した施設の維持管理等に充てることとします。
- (3) ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める施設の名称は変更しません。

4 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きは以下のとおりです。

- (1) 対象施設の選定
- (2) 募集条件の設定
- (3) ネーミングライツ事業の募集
- (4) 審査委員会の審査
- (5) ネーミングライツ・パートナーとの協議
- (6) 契約の締結及びネーミングライツ・パートナーの公表
- (7) 施設表示等の変更及び愛称の使用開始

※ 導入手続きフロー図は「別紙1」のとおり

5 対象施設

- (1) ネーミングライツを導入する対象施設（以下「対象施設」という。）として、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設の全部又は一部を想定しています。
- (2) 対象施設は、施設の性格、利用者数やメディア等に取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないとは判断するものは対象外とします。（例：市役所庁舎や学校など）

6 命名権料について

ネーミングライツ・パートナーから得る命名権料の目安となる額は、対象施設等の維持管理に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例などを参考に、施設ごとに命名権料を算定します。

7 契約期間

原則として3年以上とし、施設の性格などに応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定します。

8 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ア 市民や施設利用者にとって、親しみやすさと呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。
- イ 施設の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとします。
- ウ 市民や施設利用者の混乱を避けるため、当分の間正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の対象としません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 政治活動に関するもの
- エ 宗教活動に関するもの
- オ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- カ 個人の名刺広告に関するもの
- キ 人権を侵害するおそれのあるもの

- ク 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ケ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- コ 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- サ 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- シ たばこの販売促進に関するもの
- ス 企業のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
- セ 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和 23 年法律第 242 号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）に規定する小型自動車競走に関するもの
- ソ その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできません。

やむを得ない事情で愛称の変更を行う場合は、市と協議を行って決定します。

9 ネーミングライツ事業の募集方法等

(1) 募集方法等

ア 募集は、原則公募とし、市ホームページ、市広報などに掲載することにより行うこととします。

イ 募集は、施設ごとに行います。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者

ウ 市から指名停止措置を受けている者

エ 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者

オ 政治団体及び宗教団体

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業を営む者

キ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）

- ク 美祢市暴力団排除条例（平成 23 年美祢市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等
- ケ 指定管理者制度導入施設にあつては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者及び関連企業を除く。
- コ その他市長が適当でないとする者

(3) 応募に要する経費

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

- ア 募集に関しては、応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。
- イ 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

原則として 30 日以上とします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直したうえで再度募集を実施するか、又は募集を取りやめることとします。

10 選定方法等

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツ事業に係る審査は、施設ごとに美祢市広告掲載要綱第 15 条の規定を準用し、美祢市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、ネーミングライツ・パートナーの選定、施設の愛称、命名権料などの審査を行います。

(2) 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、総務部長、地方創生監、総務課長、財政課長、企画政策課長、施設を所管する部長、部次長、課長をもって組織し、当該審査委員会に係る庶務は、施設所管課で行います。

(3) 審査項目及び審査ポイント

ア 愛称案

- (ア) 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ
- (イ) 施設の設置目的やイメージとの整合 等

イ 命名権料

- (ア) 応募金額の妥当性 等

ウ 経営の安定性

- (ア) 財務状況から見た経営の安定性
- (イ) 命名権料の支払い能力 等

エ ネーミングライツの活用

(4) ネーミングライツ・パートナーの選定及び決定

審査委員会は、原則として応募者によるプレゼンテーションを開催し、内容審査の採点結果を踏まえ、ネーミングライツ・パートナーの選定に係る審査を行います。

審査後、市は、審査の内容・結果を尊重するとともに、ネーミングライツ・パートナーについて決定します。

(5) ネーミングライツ・パートナーとの協議及び契約の締結

ネーミングライツ・パートナーと契約の内容について協議を行い、本市とネーミングライツ・パートナーの双方が合意する必要があります。特に、「12 費用負担区分」に掲げる施設表示等の変更については、双方の条件等を確認したうえで合意する必要があります。

ネーミングライツ・パートナーとの協議が整った場合は、ネーミングライツに関する契約を締結します。

11 ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後、速やかにネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、命名権料、契約期間などを市ホームページなどにより公表することとします。

12 費用負担区分

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
命名権料		○
敷地内外の看板等の表示変更 ^{*1}		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更 ^{*2}	○	

*1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。

*2 残部数や切り替えの時期などを考慮し、協議のうえ、決定することとします。

- (1) 看板等に愛称を使用する場合は、看板等の変更及び新規設置は、ネーミングライツ・パートナーが施工することとします。なお、新規の看板等の設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

- (2) 道路標識等については、本市とネーミングライツ・パートナーの双方が国、県及び市の道路管理者等と協議のうえ、変更が可能なものについて、ネーミングライツ・パートナーが表示の変更手続きを行うこととします。
- (3) その他ネーミングライツ・パートナーの希望による広告の掲出を認めた場合の広告を掲出する期間は、愛称の使用期間中とし、広告看板の掲出は、ネーミングライツ・パートナーが施工することとします。
- (4) 上記の(1)・(2)・(3)に要する費用及び契約終了後の原状回復に要する費用については、命名権料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。
- (5) 施設パンフレット、チラシ及び封筒等の印刷物並びに本市ホームページの表示変更については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定した内容で、原則として本市が実施します。

13 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、導入施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担します。

なお、本市の事業・瑕疵により、導入施設の命名権の維持が困難な場合に契約を解除した場合は、原状回復に必要な経費は、本市が負担します。

14 契約期間の満了

市は期間満了までに、導入施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更になることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツ・パートナーは優先的に交渉する候補者としてします。

15 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度等導入施設の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営団体の不利益とならないよう、次のような観点に留意することとします。

(1) 対象施設の選定

対象施設が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツの導入に関して管理運営団体から意見や要望などを聴取したうえ、導入の可否を決定することとします。

(2) 優先交渉権者

対象施設が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツの導入に関して管理運営団体指定管理者と事前に協議を行い、応募の意思がない場合、公募によりネーミングライツ事業を募集することがで

きます。

(3) 契約期間

指定管理の期間を考慮し、適切な契約期間の設定に配慮することとします。

(4) 費用負担

現管理運営団体がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合については、命名権料は、指定管理に係る管理経費とみなさないこととします。また、現管理運営団体とネーミングライツ・パートナーが異なる場合で、第12の表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツ・パートナー、現管理運営団体及び市の3者により決定することとします。

(5) その他

ネーミングライツ事業が採用された場合においては、ネーミングライツ・パートナー、管理運営団体及び市の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

16 事務所管課

(1) ネーミングライツ事業の導入に係る庶務について

ネーミングライツ事業の導入に係る庶務については、施設を所管する課において処理します。

(2) ネーミングライツ事業に係る事務処理における指定合議先について

施設所管課がネーミングライツ事業における一連の事務処理をする際には、企画政策課を指定合議先として事務処理を進め、情報提供するものとします。

(3) 予算関係について

ネーミングライツ事業の導入に伴う歳出、命名権料の歳入に関する予算措置は、施設所管課において行います。

(1) 対象施設の選定



- ・ 関係機関等と協議し、手続や必要条件を確認
- ・ 指定管理者制度導入施設は、あらかじめ指定管理者と協議

(2) 募集条件の設定



- ・ 募集に当たっての条件を設定
(命名権料の設定、愛称の使用期間など)

(3) ネーミングライツ・パートナーの募集



- ・ 募集は告示により行い、市ホームページ等にも掲載
- ・ 募集期間は、原則として 30 日以上

(4) 審査委員会の審査



- ・ ネーミングライツ・パートナーの審査及び選定
- ・ 審査結果の通知

(5) ネーミングライツ・パートナーとの協議



- ・ ネーミングライツ・パートナーと合意に向けて契約内容
について協議

(6) 契約の締結及びネーミングライツ・パートナーの公表



- ・ 協議内容を踏まえ、契約を締結
- ・ 契約締結後、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等
の愛称、命名権料、契約期間を公表

(7) 施設表示等の変更及び愛称の使用開始

- ・ 看板等を変更し、様々な機会積極的に使用